

大阪音楽大学 FD・SDに関する方針

制 定：2025年4月28日

1. 目的

大阪音楽大学（以下「本学」という。）は、建学の精神に基づき、学則に定める目的及び使命を果たすために制定された「本学が求める教員像」を具現化することを目指し、本学独自のFD（Faculty Development）及びSD（Staff Development）を企画立案し、本学教職員の能力開発を推進する。

2. 定義

- (1) 教員を対象に本学の教育カリキュラムの改善、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究をFDと称する。
- (2) 本学教職員を対象に、本学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修及びその他必要な取り組みをSDと称する。

3. 実施方針

- (1) FDについては、本学における内部質保証を適切に推進するため、組織的・体系的に計画し、実施する。
- (2) SDについては、教職員の職務に必要な能力・資質の向上を図るため、情報を集約し組織的・体系的に実施する。
- (3) 上記のほか、FD・SD活動は、本学を取り巻く社会的な状況などを考慮しつつ実施するものとする。

4. 効果検証・改善

実施方針に基づいたFD・SD活動の組織的・体系的な実施に向けて、全学及び各組織にて自己点検・評価（FD・SDの内容、方法、実施時期、効果等の適切性について検証）を実施し、検証結果に基づいて、改善・向上を行う。

5. 情報の収集と発信

全学及び各組織が実施したFD・SDについては、FD・SD総括委員会が一元管理し、本学のWEBサイト等を活用し学内外へ広く発信する。